

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成一四年法律第六八号）について

農 林 水 産 省

趣 旨

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）については、最近の食品の偽装表示の多発を踏まえ、消費者への情報提供及び実効性確保の観点から、公表の迅速化及び罰則の強化の措置を講じることとした。

概 要

1 公表の迅速化

消費者への迅速な情報提供を図る観点から、原則として指示をした場合には公表することとした。

改正前のJAS法では、指示以前の時点では、相手方の同意がない限り公表できなかった。

2 罰則の強化

指示を遵守すべき旨の命令に違反した場合の罰則を、次のとおり大幅に強化した。

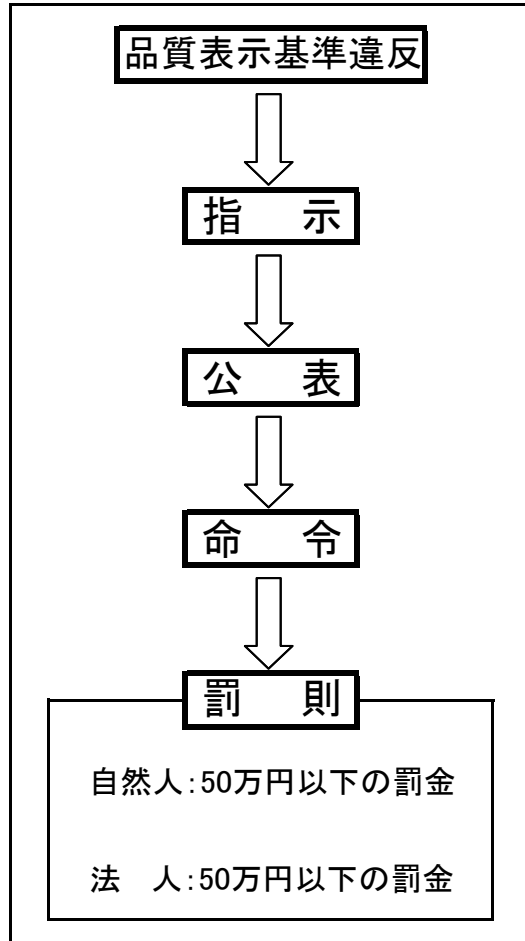
懲役		なし	1年
罰金	個人	50万円	100万円
	法人	50万円	1億円

3 その他

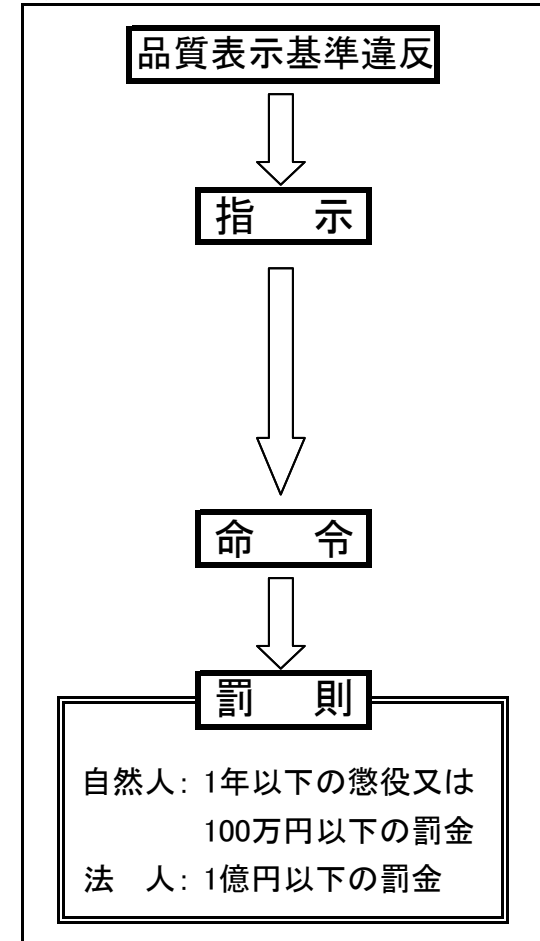
この法律は、平成14年7月4日から施行された。

品質表示基準に違反した場合のスキーム

改正前



改正後



(注) で囲んだ部分が今回の改正部分

○ 一般消費者の選択に資する観点から、公表を迅速に行う